

議員発案第12号

特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成18年12月14日

提出者 加茂市議会議員 大 関 勝 正

賛成者 同 森 山 一 理

同 同 安 田 憲 喜

同 同 高 橋 禮 雄

同 同 樋 口 浩 二

平成18年12月22日議決

加茂市議会議長 関 龍 雄

特定疾患治療研究事業の対象範囲見直しに関する意見書

国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、病態の把握や治療研究に大きな役割を果たすとともに、患者の医療費の負担軽減を図ってきており、難病患者や家族の大きな支えとなっています。

しかしながら、厚生労働省の特定疾患対策懇談会は、パーキンソン病と潰瘍性大腸炎について、患者数が5万人を超え、希少性の要件を満たさなくなっていることを理由に、症状の軽い患者を、特定疾患治療研究事業の対象から外し、重症患者に絞り込むよう提言しました。

この提言した方向で見直しが行われた場合、除外された患者においては、医療費の自己負担が増加することに伴い、受診が抑制され病状の悪化が懸念される可能性があります。よって、国におかれましては、患者が適切な医療を受け、患者及び家族が安心して生活できるよう、パーキンソン病と潰瘍性大腸炎にかかる特定疾患治療研究事業の範囲の見直しを行わず、現行制度を堅持するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成18年12月22日

加茂市議会議員 関 龍 雄

内閣総理大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
様